

**改正**

平成23年7月1日規則第32号

平成26年11月25日規則第37号

平成27年3月27日規則第6号

平成30年3月23日規則第4号

令和元年6月28日規則第7号

令和3年6月1日規則第61号

愛媛県食の安全安心推進条例施行規則を次のように定める。

愛媛県食の安全安心推進条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、愛媛県食の安全安心推進条例（平成20年愛媛県条例第71号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(危害情報の申出)

**第2条** 条例第23条第1項の規定による申出は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

(1) 申出者の氏名及び住所

(2) 申出の内容及び理由

一部改正〔令和3年規則61号〕

(推進県民会議の会長及び副会長)

**第3条** 愛媛県食の安全安心推進県民会議（以下「推進県民会議」という。）に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、推進県民会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

一部改正〔令和3年規則61号〕

(推進県民会議の会議)

**第4条** 推進県民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進県民会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 推進県民会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔令和3年規則61号〕

(推進県民会議の庶務)

**第5条** 推進県民会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

一部改正〔令和3年規則61号〕

(会長への委任)

**第6条** 前3条に定めるもののほか、推進県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進県民会議に諮って定める。

一部改正〔令和3年規則61号〕

(補則)

**第7条** この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔令和3年規則61号〕

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、同年10月1日から施行する。

**附 則** (平成23年7月1日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成26年11月25日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。(後略)

**附 則** (平成27年3月27日規則第6号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年3月23日規則第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則** (令和元年6月28日規則第7号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

**附 則** (令和3年6月1日規則第61号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 4 改正条例附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正条例第3条の規定による改正前の愛媛県食の安全安心推進条例（平成20年愛媛県条例第71号）第22条の規定の適用については、第5条の規定による改正前の愛媛県食の安全安心推進条例施行規則第2条、様式第1号及び様式第2号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同規則様式第1号及び様式第2号中「愛媛県食の安全安心推進条例」とあるのは、「食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例（令和3年愛媛県条例第11号）附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第3条の規定による改正前の愛媛県食の安全安心推進条例」とする。